



福岡リート投資法人

2026年4月15日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
福岡リート投資法人  
代表者名 執行役員 小原 千尚  
(コード番号: 8968)

資産運用会社名  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
株式会社福岡リアルティ  
代表者名 代表取締役社長 小原 千尚  
問い合わせ先 取締役 財務部長 綾部 博之  
TEL. 092-272-3900

### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

福岡リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2026年5月21日に開催する本投資法人の第12回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

#### 記

#### 1. 規約一部変更の内容及び理由

- (1) 本投資法人の本店所在地について、今後の事業環境の変化に対して柔軟に対応できる体制を整えるため、最小行政区画までの記載に変更するものです(変更案(別紙)第3条関係)。
- (2) 事務の効率化・合理化を図ることを目的として、投資主総会の議事録について電磁的記録での作成を可能とするため、所要の変更を行うものです(変更案(別紙)第20条関係)。
- (3) 信用組合及び信用金庫から融資を受ける場合に、「中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号、その後の改正を含みます。)」及び「信用金庫法(昭和26年法律第238号、その後の改正を含みます。)」に基づく出資を行う必要があるため、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するものです(変更案(別紙)第31条第5項柱書並びに第7号及び第8号関係)。
- (4) 「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。)」の改正に伴い、参照条文及び字句の変更を行うものです(変更案(別紙)第31条第5項第6号関係)。
- (5) 2026年4月1日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、新たに「一般社団法人資産運用業協会」が発足したことに伴い、字句の修正等の所要の変更を行うものです(変更案(別紙)第34条及び第38条関係)。
- (6) 本投資法人が資産の運用を委託する株式会社福岡リアルティに対する資産運用報酬(運用報酬1(総資産連動報酬))の計算について、2028年2月期から適用予定の企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及びこれに関連する企業会計基準等に基づき、新たに貸借対照表に計上される使用権資産の金額を上記運用報酬の計算から除くため、所要の変更を行うものです(変更案(別紙)別紙「①運用報酬1」関係)。
- (7) 本投資法人が資産の運用を委託する株式会社福岡リアルティに対する資産運用報酬(運用報酬4(取得時報酬)及び運用報酬5(売却時報酬))について、運用資産の取得又は売却の決議後に開催する本投資法人役員会において上記運用報酬支払の決議を行うため、支払期限を緩和するものです(変更案(別紙)別紙「④運用報酬4」及び「⑤運用報酬5」関係)。

## 2. 役員選任について

執行役員小原千尚、監督役員内田政弘及び田邊俊の各氏は、2026年5月28日をもって任期満了となるため、執行役員小原千尚、監督役員内田政弘及び田邊俊の各氏の選任（再任）についての議案を提出するものです。

また、執行役員及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員古池善司及び補欠監督役員南谷朝子の各氏の選任（再任含む）にかかる議案を提出いたします。（役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第12回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。）

## 3. 本投資主総会に関する日程

2026年4月15日 本投資主総会提出議案の役員会承認

2026年5月1日 本投資主総会招集ご通知の発送（予定）

2026年5月21日 本投資主総会（予定）

【別紙】第12回投資主総会招集ご通知

以上

(証券コード 8968)  
(発信日) 2026年5月1日  
(電子提供措置の開始日) 2026年4月24日

投資主各位

福岡市博多区住吉一丁目2番25号  
福岡リート投資法人  
執行役員 小原千尚

## 第12回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第12回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入のうえ、2026年5月20日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第18条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合は、現行規約第18条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

現行規約第18条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

3. 前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日

若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
- (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第12回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.fukuoka-reit.jp/ja/ir/investor.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいこともできます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月21日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
          グランド・ハイアット・福岡 2階 サボイ  
          （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件  
第2号議案 執行役員1名選任の件  
第3号議案 監督役員2名選任の件  
第4号議案 補欠執行役員1名選任の件  
第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎資源節約のため、ご出席にあたり本「第12回投資主総会招集ご通知」及び後記の投資主総会参考書類をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面によって議決権をご行使いただく場合、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を前記の本投資法人のウェブサイト（<https://www.fukuoka-reit.jp/>）及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社福岡リアルティによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 本投資法人の本店所在地について、今後の事業環境の変化に対して柔軟に対応できる体制を整えるため、最小行政区画までの記載に変更するものです（第3条関係）。
- (2) 事務の効率化・合理化を図ることを目的として、投資主総会の議事録について電磁的記録での作成を可能とするため、所要の変更を行うものです（第20条関係）。
- (3) 信用組合及び信用金庫から融資を受ける場合に、「中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号、その後の改正を含みます。）」及び「信用金庫法（昭和26年法律第238号、その後の改正を含みます。）」に基づく出資を行う必要があるため、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するものです（第31条第5項柱書並びに第7号及び第8号関係）。
- (4) 「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）」の改正に伴い、参照条文及び字句の変更を行うものです（第31条第5項第6号関係）。
- (5) 2026年4月1日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、新たに「一般社団法人資産運用業協会」が発足したことに伴い、字句の修正等の所要の変更を行うものです（第34条及び第38条関係）。
- (6) 本投資法人が資産の運用を委託する株式会社福岡リアルティに対する資産運用報酬（運用報酬1（総資産連動報酬））の計算について、2028年2月期から適用予定の企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及びこれに関連する企業会計基準等に基づき、新たに貸借対照表に計上される使用権資産の金額を上記運用報酬の計算から除くため、所要の変更を行うものです（別紙「①運用報酬1」関係）。
- (7) 本投資法人が資産の運用を委託する株式会社福岡リアルティに対する資産運用報酬（運用報酬4（取得時報酬）及び運用報酬5（売却時報酬））について、運用資産の取得又は売却の決議後に開催する本投資法人役員会において上記運用報酬支払の決議を行うため、支払期限を緩和するものです（別紙「④運用報酬4」及び「⑤運用報酬5」関係）。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 本投資法人は、本店を福岡市<u>博多区</u>に置く。</p> <p>(投資主総会議事録) 第20条 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成する。</p> <p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲) 第31条 1.～4. (記載省略) 5. 本投資法人は、上記第2項から第4項までに定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(5) (記載省略) (6) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、その後の改正を含む。)第2条第<u>7</u>項に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含む。)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 本投資法人は、本店を福岡市に置く。</p> <p>(投資主総会議事録) 第20条 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載<u>又は記録</u>した議事録を作成する。</p> <p>(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲) 第31条 1.～4. (現行どおり) 5. 本投資法人は、上記第2項から第4項までに定める特定資産のほか、不動産等への投資(本項第7号又は第8号に<u>掲げる資産以外の資産に限る。)</u>又は本投資法人による借入れ(本項第7号及び第8号に<u>掲げる資産に限る。)</u>にあたり、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり) (6) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、その後の改正を含む。)第2条第<u>8</u>項に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含む。)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7)</u> 前各号に掲げる資産のほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得することが必要又は有用となるもの</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第34条</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、以下の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(6) (記載省略)</p> <p>(7) その他の資産 前各号に定めのない資産については、投信法、一般社団法人<u>投資信託協会</u>（以下「<u>投信協会</u>」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額により評価する。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p>	<p><u>(7)</u> <u>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号、その後の改正を含む。）に定める出資</u></p> <p><u>(8)</u> <u>信用金庫法（昭和26年法律第238号、その後の改正を含む。）に定める出資</u></p> <p><u>(9)</u> 前各号に掲げる資産のほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得することが必要又は有用となるもの</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第34条</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、以下の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) その他の資産 前各号に定めのない資産については、投信法、一般社団法人<u>資産運用業協会</u>（以下「<u>資産運用業協会</u>」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額により評価する。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 第31条第1項及び第2項第1号から第4号までに定める信託の受益権及び不動産等に関する匿名組合出資持分信託財産の構成資産が不動産の場合は第1号に従った評価を行い、匿名組合の構成資産が不動産の場合は<u>投信協会</u>の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に従って評価するものとする。信託財産又は匿名組合の構成資産が金融資産の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(1) (記載省略)</p>	<p>(2) 第31条第1項及び第2項第1号から第4号までに定める信託の受益権及び不動産等に関する匿名組合出資持分信託財産の構成資産が不動産の場合は第1号に従った評価を行い、匿名組合の構成資産が不動産の場合は<u>資産運用業協会</u>の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に従って評価するものとする。信託財産又は匿名組合の構成資産が金融資産の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から信託負債の額又は匿名組合の負債合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(金銭の分配の方針)</p> <p>第38条 本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(1) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、本投資法人における課税負担の軽減を目的とする場合又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、法令等（<u>投信協会規則</u>等を含む。）に定める範囲内で、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、金銭の分配金額がなお投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決めた金額をもって、利益を超えて金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3)～(4)（記載省略）</p> <p>(5) その他  本投資法人は、第1号から第4号までのほか、金銭の分配にあたっては、<u>投信協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>	<p>(2) 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、本投資法人における課税負担の軽減を目的とする場合又は不動産市況の動向等により本投資法人が適切と判断した場合、法令等（<u>資産運用業協会規則</u>等を含む。）に定める範囲内で、本投資法人が決定した金額を利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、金銭の分配金額がなお投資法人に係る課税の特例規定における要件に合致しない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決めた金額をもって、利益を超えて金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3)～(4)（現行どおり）</p> <p>(5) その他  本投資法人は、第1号から第4号までのほか、金銭の分配にあたっては、<u>資産運用業協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期</p> <p>(記載省略)</p> <p>①運用報酬 1</p> <p>本投資法人は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約の定めにより、運用する運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された資産の部の合計額をいう。以下同じ。）に連動した以下の算式にて算出された金額（円単位未満切捨て）及びこれに係る消費税相当額の合計額を支払う。</p> <p>(記載省略)</p> <p>②～③（記載省略）</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準並びに支払時期</p> <p>(現行どおり)</p> <p>①運用報酬 1</p> <p>本投資法人は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約の定めにより、運用する運用委託資産合計額（本投資法人の直前の決算期の貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限る。以下「貸借対照表」という。）に記載された資産の部の合計額（ただし、<u>企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」並びにこれに関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の適用に伴い、新たに貸借対照表に計上される使用权資産に係る金額を除く。</u>）をいう。以下同じ。）に連動した以下の算式にて算出された金額（円単位未満切捨て）及びこれに係る消費税相当額の合計額を支払う。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>②～③（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>④運用報酬4 運用資産として新たに資産（ただし、本投資法人が保有する信託受益権に係る信託が終了した場合に、本投資法人が信託受託者から取得する信託受益権の裏付けとなる不動産を除く。）を取得した場合、当該資産の取得価額（不動産の場合、土地・建物一体の取得価額をいい、複数の不動産が同時に取得される場合はそのそれぞれの取得価額とする。また、取得された不動産が共有関係にある場合は、各共有持分相当の不動産の価額とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額（1円未満切捨）を、取得日の属する月の翌月末までに支払う。</p> <p>（記載省略）</p> <p>⑤運用報酬5 運用資産を譲渡した場合、当該資産の譲渡価額（不動産の場合、土地・建物一体の譲渡価額をいい、複数の不動産が同時に譲渡される場合はそのそれぞれの譲渡価額とする。また、譲渡された不動産が共有関係にある場合は、各共有持分相当の不動産の価額とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除く。）に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額（1円未満切捨）を、譲渡日の属する月の翌月末までに支払う。</p> <p>（記載省略）</p>	<p>④運用報酬4 運用資産として新たに資産（ただし、本投資法人が保有する信託受益権に係る信託が終了した場合に、本投資法人が信託受託者から取得する信託受益権の裏付けとなる不動産を除く。）を取得した場合、当該資産の取得価額（不動産の場合、土地・建物一体の取得価額をいい、複数の不動産が同時に取得される場合はそのそれぞれの取得価額とする。また、取得された不動産が共有関係にある場合は、各共有持分相当の不動産の価額とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額（1円未満切捨）を、<u>原則</u>、取得日の属する月の翌月末までに支払う（<u>最大3か月以内</u>）。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>⑤運用報酬5 運用資産を譲渡した場合、当該資産の譲渡価額（不動産の場合、土地・建物一体の譲渡価額をいい、複数の不動産が同時に譲渡される場合はそのそれぞれの譲渡価額とする。また、譲渡された不動産が共有関係にある場合は、各共有持分相当の不動産の価額とする。ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除く。）に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額（1円未満切捨）を、<u>原則</u>、譲渡日の属する月の翌月末までに支払う（<u>最大3か月以内</u>）。</p> <p>（現行どおり）</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員小原千尚は、2026年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、2026年5月29日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、規約第23条の定めにより、2026年5月29日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2026年4月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職、並びに 本投資法人における地位及び担当
お 小 はら 原 ゆき 千 たか 尚 (1973年11月20日生)	1997年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 2004年1月 株式会社福岡リアルティ入社 同社投資部営業室長 2007年10月 同社投資部長 2013年6月 同社企画部長 2015年2月 福岡地所株式会社出向 同社ビル事業部担当部長兼開発事業部担当部長 2017年6月 同社執行役員 2020年6月 同社常務執行役員 2021年6月 株式会社福岡リアルティ取締役 2024年5月 本投資法人執行役員(現職) 2024年6月 株式会社福岡リアルティ代表取締役社長(現職)

- ・執行役員候補者小原千尚は、2026年4月15日現在、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの代表取締役社長を兼務しております。
- ・本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 51口(2026年2月28日現在)
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、執行役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該執行役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記執行役員候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員内田政弘及び田邊俊は、2026年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、2026年5月29日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、規約第23条の定めにより、2026年5月29日より2年間とします。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職及び 本投資法人における地位
1	内田政弘 (1955年1月21日生)	1973年8月 福岡国税局総務部総務課 入局 2002年7月 同局総務部総務課 課長補佐 2003年7月 税務大学校本校 教授 2005年7月 福岡国税局香椎税務署 筆頭副署長 2006年7月 同局総務部企画課 課長 2008年7月 同局八幡税務署 署長 2009年7月 同局徴収部管理運営課 課長 2011年7月 同局総務部総務課 課長 2012年7月 同局課税第一部 次長 2013年7月 同局長崎税務署 署長 2014年7月 同局課税第二部 部長 2015年7月 同局退職 2015年8月 内田政弘税理士事務所開設(現職) 2024年5月 本投資法人監督役員(現職)
2	田邊俊 (1961年4月15日生)	2000年10月 弁護士登録 2004年6月 株式会社福岡リアルティ コンプライアンス評価委員 2010年1月 田邊法律事務所代表弁護士(現職) 2013年10月 福岡簡易裁判所民事調停官(非常勤公務員) 2016年4月 福岡市雇用労働相談センター代表弁護士(現職) 2016年6月 新日本製薬株式会社監査役 2018年4月 福岡地方裁判所及び福岡簡易裁判所民事調停委員(現職) 2020年5月 本投資法人監督役員(現職) 2023年12月 新日本製薬株式会社監査等委員である取締役(現職)

- ・ 本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・ 本投資法人の投資口保有 該当なし。

- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監督役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該監督役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記各監督役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記各監督役員候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2026年5月29日より2年間とします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2026年4月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
古池善司 (1962年10月11日生)	1988年4月 株式会社福岡相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行）入行 1991年8月 福岡地所株式会社入社 2009年4月 同社地域開発事業本部長 2011年8月 同社商業事業本部チャンネルシティ博多担当部長 2012年6月 同社社長室長兼総務部長 2013年6月 同社執行役員社長室長 2013年8月 株式会社チャンネルエンターテイメントワークス（現 株式会社エフ・ジェイエンターテインメントワークス）代表取締役社長 2015年8月 福岡地所株式会社執行役員本社管理部門担当 2017年6月 同社常務執行役員 株式会社サン・ライフ代表取締役社長 株式会社九州リースサービス監査役 2020年10月 株式会社美化監査役 2021年6月 株式会社福岡リアルティ代表取締役社長 2022年5月 本投資法人執行役員 2024年6月 株式会社FJアーバンオペレーションズ取締役会長（現職）

- ・補欠執行役員候補者古池善司は、2026年4月15日現在、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの利害関係人等である株式会社FJアーバンオペレーションズの取締役会長を兼務しております。
- ・本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 18口（2026年2月28日現在）

- ・ 補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができます。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、執行役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該執行役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合、上記補欠執行役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第3号議案における監督役員の就任日である2026年5月29日より2年間とします。

補欠監督役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
みなみ たに あさ こ 南 谷 朝 子 (1975年10月8日生)	2002年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)福岡事務所入所 2016年10月 南谷朝子公認会計士事務所(現 南谷朝子公認会計士税理士事務所)(現職) 2017年4月 公益財団法人大野城まどかぴあ監事(現職) 2018年4月 公立大学法人福岡女子大学監事(現職) 2020年9月 国立大学法人佐賀大学監事(現職) 2024年6月 ヤマウホールディングス株式会社取締役(監査等委員)(現職) 2024年12月 新日本製薬株式会社取締役(現職) 2025年6月 株式会社マルタイ監査役(現職)

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。
- ・補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができます。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監督役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該監督役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合、上記補欠監督役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### <参考事項>

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第18条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資法人の現行規約第18条第3項に定める議案については、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。また、本投資法人の現行規約第18条第3項が適用される第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、2026年4月15日現在、同項所定の要件を満たす少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。2026年4月15日から2週間以内に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://www.fukuoka-reit.jp/>) に掲載いたします。

以 上

## 第12回投資主総会会場ご案内図

会 場 福岡市博多区住吉一丁目 2 番82号  
グランド・ハイアット・福岡  
2階 サボイ  
電 話 092-282-1234



お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。